

件名	愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例			
主管課	税務課			
根拠法令等	地方税法第6条第2項（昭和25年7月31日法律第226号）			
【改正の概要】				
<p>障害者の雇用促進を図るための県税（個人事業税・法人事業税）の特別措置に関する条例について、一部改正したうえで、適用期限を3年間延長する。</p> <p>○雇用障害者数の基準となる事業年度を改正する。</p> <p>個人の場合 （現行）平成22年 → （改正案）平成25年</p> <p>法人の場合 （現行）平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する最後の事業年度 （改正案）平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する最後の事業年度</p> <p>○適用対象期間を延長する。</p> <p>個人の場合 （現行）平成23年から平成25年までの各年の所得分 （改正案）平成26年から平成28年までの各年の所得分</p> <p>法人の場合 （現行）平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得分 （改正案）平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得分</p> <p>○適用対象となる個人及び法人が常時雇用する労働者の数を変更する。 （現行）55人以下 → （改正案）50人未満</p>				
施行日	法人	平成25年4月1日		
	個人	平成26年1月1日		
【その他参考事項】				
【制度の概要】				
<p>（1）対象となる事業主 障害者の雇用を拡大した事業主（次の要件に該当していることが必要）</p> <p>①常時雇用する労働者の数が50人未満であること。 ②適用対象事業年度（年）の雇用障害者数が基準事業年度（年）の雇用障害者数を超えること。</p> <table border="1" data-bbox="331 1720 1380 1877"> <tr> <td>適用対象事業年度（年）</td> <td>この条例の規定の適用を受けようとする事業税の課税標準を算定期間（法人にあっては事業年度の期間、個人にあっては1/1から12/31までの期間）</td> </tr> </table> <p>③雇用保険の適用事業の事業者であること。</p> <p>（2）軽減内容 現行税率の1/2を軽減する。 ただし、軽減税額は、障害者の雇用拡大数1人当たり10万円を限度とする。</p>			適用対象事業年度（年）	この条例の規定の適用を受けようとする事業税の課税標準を算定期間（法人にあっては事業年度の期間、個人にあっては1/1から12/31までの期間）
適用対象事業年度（年）	この条例の規定の適用を受けようとする事業税の課税標準を算定期間（法人にあっては事業年度の期間、個人にあっては1/1から12/31までの期間）			